冷暖房完備

赤ちゃん・ふらっと

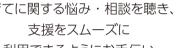


小さな子どもを連れた方が安心しておでかけできるように整備した、 授乳やおむつ替えができるスペースの愛称です。赤ちゃんとのお出かけ の際にご利用ください。実施場所は「とうきょう子育てスイッチ」(①)から 他赤ちゃん・ふらっと設置事業主募集中。詳しくは都福祉局HP(②)





子育てに関する悩み・相談を聴き、





ニーズに合った 地域の子育て支援 サービスに つなぎます

子育で応担

この腕章が目印

・施設によっては、

職員休憩室を利用

公立保育園地域交流事業 **R育園にあそびにきませんか**

☑市内在住の保育園に在園していない乳幼児(保護者同伴) ■参加希望日の2週間前~前日の月~金曜日(祝日を除く)

10:00~16:00に電話または直接実施保育園

問こくぶんじ保育園 ₹042-322-0211 恋ケ窪保育園 4042-321-0465



1012484

きて・みて・あそぼ! ※定員は先着

●お散歩に行こう(雨天時は室内あそび)

■4月17日(水)9:45~11:00頃 場恋ケ窪保育園 屋7組

●保育園であそぼう

■4月23日(火)10:00~11:30 場こくぶんじ保育園 痘7組 **他**離乳食完了のお子さんは給食の試食があります(11:00~11:30)

恋こいプレイルーム

■4月25日(木)9:45~11:00頃 場恋ケ窪保育園 内制作こいのぼり 定7組(先着)



消費者だより 消費生活相談室から

その契約、本当に必要ですか 契約ルールを知って、トラブルを回避しましょう

契約とは

契約は、申し込みの意思表示とそれに対する承諾 の意思表示が合致(合意)することで成立します。例 えば、カフェで「コーヒーをください」と注文して、 店員が「かしこまりました」と承諾すれば、口約束で の契約が成立します。食料品や文房具の購入・電車 やバスの利用など、書面は必ずしも必要ではありま せん。

契約には法的な責任が伴うため、一度契約が成立 すると原則として一方の都合だけで契約をやめるこ

とはできません。ただ し、一定の理由がある場 合は契約が無効とされた り、取り消しや解除する ことができます。





こんなはずじゃなかったと 後悔しないために

契約をする時は、自分の判断を過信せず、うまい話はまず疑ってみる冷静さ を持ちましょう。「契約前のチェックリスト」を活用することも有効です。 少しでも迷うときは、ご家族や知人、消費生活相談室にご相談ください。



契約前のチェックリスト

- □ 「あと1個」「本日限り」などの勧誘トークに誘導されていませんか
- □ 「確実にもうかる」というその人は、本当に信頼できる人ですか
- □ 親切にしてもらったので断りづらいのではありませんか
- □ 会ったばかりの人から、お金の話をもちかけられていませんか
- □ 突然来た人から、屋根工事をもちかけられていませんか
- □ 本当に今、必要な商品・サービスですか

おかしいな、困ったなと思ったら 消費生活相談室(內224) ■月~金曜日(祝日を除く)9:30~12:00・13:00~15:30

図原則市内在住・在勤・在学・在活の方

土日祝日は消費者ホットライン (188~)